

みやじ拓馬通信Vol.38

画像提供: Change.org

■農水委員会において切り花が配布されました

農水委員会において、切り花が配布されました。
政府による大規模イベントの自粛要請を受け、各式典などの中止が相次ぎ、花きの需要が大きく落ち込んでいることを受けたものです。

当日は東日本大震災から丸9年が経過したこともあり、東北産の花々が配布されましたが、その美しさに心なやませ、豊かな気持ちになりました。

今後とも花きの生産振興・消費拡大に取り組んでまいります！



■1日に2回、委員会質疑に立ちました

議員になって初めてのことでしたが、1日に2回委員会の質問に立たせていただきました！

1回目は農水委員会における家畜遺伝資源関連2法案の質疑(25分)でした。
一昨年の和牛の精液・受精卵の中国への不正輸出事案を受け、日本の宝である和牛遺伝資源の流通の適正化を図り、同様の事案が再発することのないようにするためのものであり、和牛日本一を誇る鹿児島の誇りを胸に、政府の考えを質しました。

2回目は文科委員会における文化観光推進法案の質疑(40分)でした。
私たちが海外を旅するとき、例えば、イギリスであれば大英博物館やバッキンガム宮殿が、フランスであればルーブル美術館やベルサイユ宮殿が観光の目玉になります。それと同様に、我が国、特に地方においても、博物館や美術館を中心とした、いわゆる「文化観光」を推進していこうとするものです。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インバウンドが激減し、国内の人の流れも停滞する中で、観光業界全体に大きな影響が生じています。そんなときだからこそ、終息後の反転攻勢を期して、文化観光の推進に向けた大きな流れを作りたい、との思いで政府の考えを質しました。

おかげをもちまして、自民党若手議員の中では有数の質問の機会をいただいておりますが、引き続き政策で勝負する議員たるべく研鑽を積んでまいります！



みやじ拓馬後援会事務所

〒892-0838 鹿児島市 新屋敷町16-422
TEL:099-295-4860 FAX:099-295-4861
Email: staff.miyaji.takuma@gmail.com

日頃の活動の様子や
お役立ち情報をSNSで
発信強化中！



■ 私たち抜きに私たちのことを決めるな(Nothing about us without us) ■ ■ ■ ■ ■

刑法改正市民プロジェクトの皆様による森雅子法務大臣への要望書と94,231名分の署名の提出に同行しました。被害当事者・支援者・弁護士等からなる12の団体が構成される同プロジェクトの皆様とはこれまでも「性犯罪・性暴力のない社会の実現」に向けてともに活動させていただいてきました。

Nothing about us without us (私たち抜きに私たちのことを決めるな) 障害者の権利に関する条約の策定過程において障害者共通の思いを示すものとして使用された言葉です。

社会を変革していくにあたり当事者の参画は不可欠であり、それが大きなうねりを起こしていくと考えます。



■ 宮路事務所インターン生卒業！！ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

みやじ拓馬事務所では議員会館においてもインターンを受け入れておりますが、今年度をもって3人の大学生が巣立っていくことになりました。

富宿颯くん、所晴香さん、中野雄介くん、彼らの成長する姿を見ることが事務所スタッフ一同の喜びでした。

彼らの新社会人生活は、新型コロナの問題で不安な中での船出となるでしょうが、インターンを通じて学んだことを生かし、それぞれの分野で活躍してくれることを確信しています！



■ 献血活動に参加してきました ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

最近では外出自粛要請のもと献血をする方も減り、輸血用の血液が不足しているとのこと。

そうした中、国会議事堂内で行われた献血活動に参加しました。8年ぶりの献血はやや緊張しましたが、医療危機が叫ばれる中、少しでも役に立てればとの思いで協力させていただきました。

それぞれの立場でできることをやる。厳しい状況だからこそ、皆で力を合わせてこの国難を乗り越えていきましょう！



■ 地元に戻れないからこそ、できることがある ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

普段週末は地元に戻るのがですが、コロナの影響により、滅多にない東京での週末を過ごしています。

これまた議員になってから滅多にない私服姿で会館事務所のオフィスに出てきて、地元の皆様から現場の声をお聞きするとともに、国の緊急経済対策についてお知らせするなど、文字通り「テレワーク」で電話をかけ続けています。

「地元に戻れないからこそ、できることがある」「困難なときこそ、人の役に立つ」「厳しいときこそ、政治家の真価が問われる」と自らに言い聞かせ、この国難を乗り越えるべく全力を尽くしてまいります！



※新型コロナウイルス感染症に関する主な給付金制度について※

新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言の発出に伴い、外出・営業の自粛や学校の休校など、感染の拡大防止のため多大なご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

そのような中、令和2年度補正予算による新型コロナ対策として、事業者の皆様向けのメニューを用意しております。

以下主なものを紹介いたしますので、ご活用いただければ幸いです。

対象となる方	給付金額	給付金制度の名称
すべての国民	一律10万円	特別定額給付金
業績が悪化した中小企業及び個人事業主(農家も含む)	中小企業・法人:200万円 個人事業主:100万円	持続化給付金
売上が5%以上減少し、一時的な休業等により雇用維持を図った事業主	上限8,330円/人×休業日数 ※増額を検討中	雇用調整助成金

その他、所得税や市町村民税、固定資産税等の猶予や、健康保険料・年金保険料の減免・猶予がなされます。ご不明な点がございましたら、是非みやじ拓馬国会事務所(03-3508-7206)までご連絡ください！